

事 務 連 絡
平成31年3月27日

各指定障害児通所支援事業所 管理者 様

東京都福祉保健局障害者施策推進部
障害児・療育担当課長

児童発達支援ガイドライン及び放課後等デイサービスガイドラインの 自己評価の実施及び公表状況について

平素より、東京都の障害児・者施策の推進にご尽力いただき、感謝申し上げます。

障害児通所支援の質の向上等については、厚生労働省より、平成28年3月7日付障発0307第1号「障害児通所支援の質の向上及び障害児通所給付費等の通所給付決定に係る留意事項について」及び、平成29年7月24日付障発0724第1号「児童発達支援ガイドラインについて」が発出されており、既に各事業所宛てに周知を行っているところです。

また、児童発達支援ガイドライン及び放課後等デイサービスガイドラインについては、自己評価票の活用及び自己評価結果の公表について義務付けられ、平成31年度からは、年に1回以上、各事業所において質の評価及び改善の内容を公表していない場合、自己評価結果等未公表減算の対象となります。

つきましては、標記について、以下のとおり、公表状況について届出いただくよう宜しくお願いします。

記

1 自己評価結果公表の報告手続きについて

対象となる事業所は、別添「児童発達支援ガイドライン及び放課後等デイサービスガイドラインの自己評価の実施及び公表状況に関する届出書」を用い、必要書類一式を提出すること。なお、当該届出書は、4月以降に障害者サービス情報の「変更届（加算届）に係る提出書類一覧」の中のExcelに格納し、掲載予定である。

(1) 対象となる支援

児童発達支援、放課後等デイサービス、共生型障害児通所支援、基準該当通所支援

(2) 提出先

東京都福祉保健局障害者施策推進部施設サービス支援課児童福祉施設担当

(3) 提出書類

① 台帳登録シート

② 変更届出書（第2号様式）

③ 児童発達支援ガイドライン及び放課後等デイサービスガイドラインの自己評価の実施及び公表状況に関する届出書

※ 公表方法に応じ、添付書類が必要な場合は添付すること。

(4) 提出期限

(ア) 平成30年5月1日までに指定を受けている事業所

平成31年4月26日（金）必着

なお、変更届出書の変更年月日は、平成31年4月1日と記載し、変更後の欄に「自己評価結果等未公表減算なし」と明記すること。

(イ) 平成30年6月1日以降に指定を受けている事業所

指定日から1年以内

2 減算の適用について

自己評価結果未公表減算については、自己評価結果等の公表が届出されていない場合に適用される。具体的には、届出がされていない月から当該状態が解消されるに至った月まで、障害児全員について減算するものであること。

以上

担当

東京都福祉保健局障害者施策推進部

施設サービス支援課児童福祉施設担当

電話 03-5320-4374

(参考) 指定障害児通所支援の質の向上に向けた取り組みについて

指定障害児通所支援事業者は、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下、「法」という。）、法に基づく指定通所支援の事業所等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 24 年厚生労働省令第 15 号。以下、「基準省令」という。）及び東京都指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例等に基づき事業所運営を行っているところですが、特に以下の法令の規定について、遵守するようお願いいたします。

- (1) 指定障害児通所支援事業者等は、その提供する障害児通所支援の質の評価を行うこととその他の措置を講ずることにより、障害児通所支援の質の向上に努めなければならない。（法第 21 条の 5 の 18 第 2 項）
- (2) 指定児童発達支援事業者は、その提供する指定児童発達支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。（基準省令第 26 条第 3 項。第 54 条の 5、第 54 条の 9、第 64 条、第 71 条、第 71 条の 2、第 71 条の 6、第 71 条の 14、第 79 条の規定により準用する場合を含む。）
- (3) 指定児童発達支援事業者は、前項の規定により、その提供する指定児童発達支援の質の評価及び改善を行うに当たっては、次に掲げる事項について、自ら評価を行うとともに、当該指定児童発達支援事業者を利用する障害児の保護者による評価を受けて、その改善を図らなければならない。（基準省令第 26 条第 4 項。第 54 条の 5、第 54 条の 9、第 71 条、第 71 条の 2 及び第 71 条の 6 の規定により準用する場合を含む。）
 - 一 当該指定児童発達支援事業者を利用する障害児及びその保護者の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた支援を提供するための体制の整備の状況
 - 二 従業者の勤務の体制及び資質の向上のための取組の状況
 - 三 指定児童発達支援の事業の用に供する設備及び備品等の状況
 - 四 関係機関及び地域との連携、交流等の取組の状況
 - 五 当該指定児童発達支援事業者を利用する障害児及びその保護者に対する必要な情報の提供、助言その他の援助の実施状況
 - 六 緊急時等における対応方法及び非常災害対策
 - 七 指定児童発達支援の提供に係る業務の改善を図るための措置の実施状況
- (4) 指定児童発達支援事業者は、おおむね一年に一回以上、前項の評価及び改善の内容をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。（基準省令第 26 条第 5 項。第 54 条の 5、第 54 条の 9、第 71 条、第 71 条の 2 及び第 71 条の 6 の規定により準用する場合を含む。）